

沖縄21世紀ビジョン基本計画改定案 第3章「基本施策」中間評価～改定案整理票(総合部会所掌箇所)

基本計画第3章「基本施策」施策展開箇所	中間評価結果【今後の課題】	基本計画改定案
<p>2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して</p> <p>【将来像実現への道筋】 沖縄の独特の風土や食文化等に支えられた健康・長寿やイチャリパチョーデー、ユイマールなどの沖縄の心に根ざした相互扶助の精神は、心豊かで、安全・安心な未来の沖縄を創造していく上で欠かすことのできない重要な要素であり、これらを生かした県民の幸福度が高まる社会を構築し、次世代に継承していくことが求められています。 このため、県民、地域、学校、事業所、医療機関、大学、研究機関、関係団体、行政等が連携し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承や将来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな才能を発揮できる社会の実現に取り組むとともに、少子高齢社会が進行する中においても、それぞれの地域で県民が適切なサービスを受けられるよう、保健、医療、福祉の提供体制の整備や人材育成の充実等を図ります。</p> <p>また、災害等から県民の生命、財産を守るため、生活基盤の強化や危機管理体制の整備に取り組むほか、互いに支え合い、主体的に参画し貢献できる共助・共創の地域づくりを推進するため、県民や地域団体、NPO、企業、行政等の多様な担い手の参画と連携を促し、共有する地域の課題解決に向けて公的な分野を含めた協働の取組を推進します。</p> <p>あわせて、米軍基地から派生する事件・事故、環境問題等の発生防止や、不発弾処理対策、所有者不明土地問題、遺骨収集などの戦後処理問題の解決を図っていきます。</p>		<p>2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して (P38)</p> <p>【将来像実現への道筋】 沖縄の独特の風土や食文化等に支えられた健康・長寿やイチャリパチョーデー、ユイマールなどの沖縄の心に根ざした相互扶助の精神は、心豊かで、安全・安心な未来の沖縄を創造していく上で欠かすことのできない重要な要素であり、これらを生かした県民の幸福度が高まる社会を構築し、次世代に継承していくことが求められています。 このため、県民、地域、学校、事業所、医療機関、大学、研究機関、関係団体、行政等が連携し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承や将来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな才能を発揮できる社会の実現に取り組むとともに、少子高齢社会が進行する中においても、それぞれの地域で県民が適切なサービスを受けられるよう、保健、医療、福祉の提供体制の整備や人材育成の充実等を図ります。</p> <p>また、災害等から県民の生命、財産を守るため、生活基盤の強化や危機管理体制の整備に取り組むほか、互いに支え合い、主体的に参画し貢献できる共助・共創の地域づくりを推進するため、県民や地域団体、NPO、企業、行政等の多様な担い手の参画と連携を促し、共有する地域の課題解決に向けて公的な分野を含めた協働の取組を推進します。</p> <p>あわせて、米軍基地から派生する事件・事故、環境問題等の発生防止や、不発弾処理対策、所有者不明土地問題、遺骨収集などの戦後処理問題の解決を図っていきます。</p>
<p>(4) 社会リスクセーフティネットの確立</p> <p>【基本施策の展開方向】 大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。 このため、大規模な自然災害の発生を想定した防災体制の強化や、河川改修、高潮対策、砂防、地すべり対策等による災害に強い県土づくりに取り組めます。</p> <p>また、犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるほか、感染症や環境汚染、危険生物等による健康被害の発生に迅速に対応する健康危機管理体制の強化、配偶者等からの暴力(DV)対策、消費安全対策等に取り組めます。</p>		<p>(4) 社会リスクセーフティネットの確立 (P48)</p> <p>【基本施策の展開方向】 大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。 このため、大規模な自然災害の発生を想定した防災体制の強化や、河川改修、高潮対策、砂防、地すべり対策等による災害に強い県土づくりに取り組めます。</p> <p>また、犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるほか、感染症や環境汚染、危険生物等による健康被害の発生に迅速に対応する健康危機管理体制の強化、配偶者等からの暴力(DV)対策、消費安全対策等に取り組めます。</p>

ア 安全・安心に暮らせる地域づくり

県民を様々な事件・事故等から守るため、地域安全対策や交通安全対策の推進、DV相談機能の充実、消費生活安全対策や健康危機管理体制の強化などに取り組みます。

このため、地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組むとともに、社会情勢の変化に伴って多様化する犯罪に迅速・的確に対応します。また、警察安全相談体制の充実や犯罪被害者に対する支援活動等を推進するとともに、人材育成や施設整備など警察基盤の強化を図ります。

また、配偶者等からの暴力（DV）相談機能等の充実については、配偶者暴力相談支援センターの拡充や関係機関等との連携体制の強化、被害者への支援に向けた取組、DVの防止に向けた広報啓発及び加害者対策を推進します。

さらに、交通安全対策については、関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」の更なる普及・浸透を図るため、県民一体となった取組を推進します。また、幹線道路や生活道路において交通安全施設等を重点的に整備するとともに、最先端の情報通信技術を活用した高度道路交通システム（ITS）の推進を図るなど、交通安全施設等整備を推進します。

あわせて、水難事故対策については、事故の未然防止等を図るため、安全対策施設を整備するほか、安全教育や安全パトロール等の地域と連携した取組を推進します。

消費生活安全対策については、安全の確保に向けた市町村相談窓口の拡充を促進するとともに、消費者への啓発・教育事業を強化し、被害の未然防止と早期救済を図ります。

健康危機管理体制の強化については、食中毒、感染症、環境汚染対策、危険生物対策等に起因する健康被害から県民の生命、健康を守るため、これらの諸問題に係る情報の集約化、調査・研究及び情報発信を推進し、地域完結型の危機管理体制の構築に取り組むほか、防疫体制の強化に向け国や関係機関との連携強化を図ります。

ア 安全・安心に暮らせる地域づくり

犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、警察安全相談体制、人材育成や施設整備など警察基盤を強化するとともに、犯罪被害者の被害軽減・早期被害回復を図るため、犯罪被害者に対する支援活動等を推進する必要がある。

また、沖縄県においては、DVに関する相談件数は増加傾向にあることから、DV被害者に対する相談体制の拡充と強化及び適切な支援を実施する必要があります。

性犯罪・性暴力被害者に対して被害直後からの総合的な支援を速やかに実施するため、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を中心とした体制強化を図る必要がある。

事故防止対策として、飲酒運転根絶を図るため「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づいた各種対策を推進するほか、信号機の増設をはじめ、老朽化した信号機や道路標識、消えかかっている道路標示等の新設・更新に取り組むとともに、県民や観光客のレジャー等による海・河川の利用があることなどから、水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が必要である。

また、消費者トラブルの未然防止、被害拡大防止を図るため、相談窓口の機能強化及び県民への啓発、消費者教育を強化するとともに、事業者の不当な取引行為に対する指導等を強化する必要がある。

さらに、サイバー空間の脅威が深刻化する中、サイバー空間の治安維持に係る取組を強化するとともに、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を図る必要がある。

あわせて、新型インフルエンザなど県域を超えた健康被害の発生や、原因不明の健康被害が発生した場合の初期における対応策を検討し、健康危機管理体制を整備する必要がある。

ア 安全・安心に暮らせる地域づくり (P48)

県民を様々な事件・事故等から守るため、地域安全対策や交通安全対策の推進、DV相談機能の充実、消費生活安全対策や健康危機管理体制の強化などに取り組みます。

このため、地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組むとともに、社会情勢の変化に伴って多様化する犯罪に迅速・的確に対応します。また、警察安全相談体制の充実や犯罪被害者に対する支援活動等を推進するとともに、人材育成や施設整備など警察基盤の強化を図ります。

また、配偶者等からの暴力（DV）相談機能等の充実については、配偶者暴力相談支援センターの拡充や関係機関等との連携体制の強化、被害者への支援に向けた取組、DVの防止に向けた広報啓発及び加害者対策を推進します。加えて、性犯罪・性暴力被害者への対応については、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」の支援体制の充実や関係機関との連携体制の強化に取り組みます。

さらに、交通安全対策については、関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づく各種対策に取り組むなど、県民一体となった取組を推進します。また、幹線道路や生活道路において交通安全施設等を重点的に整備するとともに、最先端の情報通信技術を活用した高度道路交通システム（ITS）の推進を図るなど、交通安全施設等整備を推進します。

あわせて、水難事故対策については、事故の未然防止等を図るため、安全対策施設を整備するほか、安全教育や安全パトロール等の地域と連携した取組を推進します。

消費生活安全対策については、安全の確保に向けた市町村相談窓口の拡充を促進するとともに、消費者への啓発・教育事業を強化し、被害の未然防止と早期救済を図ります。

近年増加しているサイバー空間の脅威については、スマートフォン等の普及等に伴い犯罪形態が多様となっていることから、取締りを強化するとともに、県民へサイバーセキュリティに関する普及啓発を図ります。

健康危機管理体制の強化については、食中毒、感染症、環境汚染対策、危険生物対策等に起因する健康被害から県民の生命、健康を守るため、これらの諸問題に係る情報の集約化、調査・研究及び情報発信を推進し、地域完結型の危機管理体制の構築に取り組むほか、防疫体制の強化に向け国や関係機関との連携強化を図ります。

イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化

沖縄県は島しょ県であると同時に台風の常襲地域でもあり、自然災害を被りやすい地域であることから、県民の生命、財産を守るため、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図るとともに、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の防災・減災対策に取り組みます。

このため、避難施設・避難経路等の整備や備蓄物資の確保促進、医療救護体制の強化など、避難・救護体制の整備を推進するほか、県民、観光客等への迅速な情報提供に向けた「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備を促進するなど、防災体制及び危機管理体制の強化を図ります。

また、地域における防災力の向上については、県民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の普及拡大、ハザードマップや災害時要援護者支援計画の作成促進、防災訓練や避難訓練の充実等を図ります。また、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、防火水槽など消防防災設備の整備、消防職員等の高度で専門的な人材の育成、消防本部及び消防団の拡充強化を図るとともに、大規模災害への対応も踏まえた広域的連携の強化など消防防災体制の強化を図ります。

さらに、災害時等における各種団体・企業等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組みます。

あわせて、災害時の輸送手段及び代替性の確保については、緊急輸送道路や台風による電柱倒壊が多い宮古・八重山圏域等において無電柱化や沿道建築物の耐震化等を推進します。また、空港・港湾・漁港における緊急物資輸送機能を有する施設の整備や安全で安定的な運航の確保に資する適切な管理運営を図るほか、必要に応じて自衛隊への災害派遣要請や民間へり等の応援要請を迅速にできる体制を構築します。

密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物の建て替えや狭あい道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、避難経路、避難地等の確保に取り組みます。

生活基盤の機能維持・強化については、上下水道、道路、港湾、漁港、空港、ダムなど公共施設の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組みます。

住宅・建築物の耐震対策については、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組むとともに、民間建築物の建物所有者等に対する積極的な普及啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するな

イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化

大規模災害等に備え、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤を整備するとともに、県民の生命と財産を守るため、生活基盤の機能強化、県内の人的・物的両面における消防体制の強化、救急搬送の受入体制の強化が必要である。

また、自主防災組織や消防団の強化など避難等に資するソフト対策の充実や各種災害の発生を想定したハザードマップの作成、各種即報システムの拡充・強化を図るとともに、避難場所や避難経路の確保及び緊急輸送機能を持つ施設の整備が必要である。

さらに、緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を進めるとともに、公共建築物のうち特定建築物及びその他重要な建築物については、被災後の復旧活動の拠点となる施設から耐震診断・改修を進める必要がある。

あわせて、上水道施設については、災害等による断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化が必要である。

浸水対策については、都市部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少で雨水流出量が増大していることなどから、十分な雨水排除が出来る排水設備の整備が必要である。

また、高潮、波浪、潮風害等の対策として、海岸保全施設の新設・改良等による防護機能の確保を図るとともに、防風保安林、潮害防備保安林の整備が必要である。

さらに、土砂災害の発生源対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備等、総合的な土砂災害対策に取り組む必要がある。

イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化 (P49)

沖縄県は島しょ県であると同時に台風の常襲地域でもあり、自然災害を被りやすい地域であることから、県民の生命、財産を守るため、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図るとともに、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の防災・減災対策に取り組みます。

このため、避難施設・避難経路等の整備や備蓄物資の確保促進、医療救護体制の強化など、避難・救護体制の整備を推進するほか、県民、観光客等への迅速な情報提供に向けた「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備を促進するなど、防災体制及び危機管理体制の強化を図ります。

また、地域における防災力の向上については、県民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の普及拡大、ハザードマップや災害時要援護者支援計画の作成促進、防災訓練や避難訓練の充実等を図ります。また、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、防火水槽など消防防災設備の整備、消防職員等の高度で専門的な人材の育成、消防本部及び消防団の拡充強化を図るとともに、大規模災害への対応も踏まえた広域的連携の強化など消防防災体制の強化を図ります。

さらに、災害時等における各種団体・企業等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組みます。

あわせて、災害時の輸送手段及び代替性の確保については、緊急輸送道路や台風による電柱倒壊が多い宮古・八重山圏域等において無電柱化や沿道建築物の耐震化等を推進します。また、空港・港湾・漁港における緊急物資輸送機能を有する施設の整備や安全で安定的な運航の確保に資する適切な管理運営を図るほか、必要に応じて自衛隊への災害派遣要請や民間へり等の応援要請を迅速にできる体制を構築します。

密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物の建て替えや狭あい道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、避難経路、避難地等の確保に取り組みます。

生活基盤の機能維持・強化については、上下水道、道路、港湾、漁港、空港、ダムなど公共施設の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組みます。

住宅・建築物の耐震対策については、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組むとともに、民間建築物の建物所有者等に対する積極的な普及啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するな

ど、耐震化の促進を図ります。特に、昭和57年以前に建設された公営住宅は、耐震化・老朽化対策等の必要性が高いことから、早急な更新を行います。また、住宅・建築物の機能維持・劣化予防については、老朽化対策や適正な維持保全の推進等に取り組めます。

治水対策（河川・ダム）については、都市河川の重点的な整備を推進するとともに、開発行為や各家庭での雨水利用による河川への流出抑制を図るなど、流域全体で総合雨水対策に取り組めます。

下水道による都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を推進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせるにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進します。

土砂災害対策については、避難に手助けが必要な人々が利用する老人ホームなどの災害時要援護者関連施設が含まれる危険箇所について、重点的に対策を行うとともに、災害時における警戒避難体制の整備、建物の構造規制や立地規制などの対策を進めます。また、自然環境の回復に必要な砂防施設の改築や治山施設の整備、人口が集中する沖縄本島中南部の土砂災害箇所対策を進めます。

高潮対策については、高潮、波浪、潮風害等の自然災害から県民の生命や財産を守るため、景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進します。

地震・津波対策については、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に際しても人的・物的被害を最小化するため、迅速な避難行動のための体制整備、県民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなどソフト対策とハード対策を組み合わせた防災対策全体の再構築に取り組めます。

県外で大規模災害が発生した際には、市町村をはじめ関係機関との広域的な連携のもと、被災地における救援・救護、災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援や被災者の受入等に取り組めます。

(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決

【基本施策の展開方向】

米軍基地から派生する諸問題の解決促進に向け、日米両政府に対し様々な事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集の加速化を国に対し強く求めるなど、戦後処理問題の解決を図っていきます。

ど、耐震化の促進を図ります。特に、昭和57年以前に建設された公営住宅は、耐震化・老朽化対策等の必要性が高いことから、早急な更新を行います。また、住宅・建築物の機能維持・劣化予防については、老朽化対策や適正な維持保全の推進等に取り組めます。

治水対策（河川・ダム）については、都市河川の重点的な整備を推進するとともに、開発行為や各家庭での雨水利用による河川への流出抑制を図るなど、流域全体で総合雨水対策に取り組めます。

下水道による都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を推進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせるにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進します。

土砂災害対策については、避難に手助けが必要な人々が利用する老人ホームなどの要配慮者利用施設が含まれる危険箇所について、重点的に対策を行うとともに、災害時における警戒避難体制の整備、建物の構造規制や立地規制などの対策を進めます。また、自然環境の回復に必要な砂防施設の改築や治山施設の整備、人口が集中する沖縄本島中南部の土砂災害箇所対策を進めます。

高潮対策については、高潮、波浪、潮風害等の自然災害から県民の生命や財産を守るため、景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進します。

地震・津波対策については、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に際しても人的・物的被害を最小化するため、迅速な避難行動のための体制整備、県民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなどソフト対策とハード対策を組み合わせた防災対策全体の再構築に取り組めます。

県外で大規模災害が発生した際には、市町村をはじめ関係機関との広域的な連携のもと、被災地における救援・救護、災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援や被災者の受入等に取り組めます。

(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決 (P51)

【基本施策の展開方向】

米軍基地から派生する諸問題の解決促進に向け、日米両政府に対し様々な事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集の加速化を国に対し強く求めるなど、戦後処理問題の解決を図っていきます。

ア 米軍基地から派生する諸問題への対応

後を絶たない米軍人等による事件・事故や、日常的な航空機騒音被害、演習等による原野火災及び自然環境破壊など、米軍基地から派生する様々な問題が県民生活に多大な影響を与えており、関係機関と連携して日米両政府へ対策を求めます。

このため、米軍人・軍属等による事件等については、人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀肅正措置を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じるよう求めています。

また、航空機騒音については、「航空機騒音規制措置」の厳格な運用を求めるとともに、現在実施されている米軍再編に伴う訓練の一部移転による負担軽減効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実行性のある対応策を講じるよう求めています。また、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とするなど、防音対策の強化・拡充を求めています。

日米地位協定の見直し等に関しては、生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立入を求めています。また、米軍施設における水質、大気質、土壌等、環境汚染の監視と未然防止対策を図り、返還前から基地立入による環境調査が実施できるよう渉外知事会等と連携し、環境特別協定の締結を含む日米地位協定の抜本的な見直しを求めます。また、協定が改定されるまでの間、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続に準じた対応を行い、当該結果を迅速に説明するよう求めます。

イ 戦後処理問題の解決

不発弾処理対策や所有者不明土地問題等の諸問題の早期解決を図ります。

このため、不発弾処理対策については、不発弾探査の重点地区や加速化の方策等を内容とする沖縄不発弾等対策中期プログラムに基づき、不発弾探査の加速化・効率化を図り、県内不発弾の早期処理の取組強化に必要な措置を国に強く求めます。

また、沖縄戦等により発生した所有者不明土地問題については、戦後70年近く経過した今なお解決には至っておらず、県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用が図られるよう、立法措置を含めた諸問題の解決を国に強く求めるとともに解決に向けた取組を促進します。

さらに、沖縄戦没者の遺骨収集については、遺骨収集に係る情報の一元化を図る体制を整備し、遺骨収集の加速化を図り、一定の期間を別途に集中的に取り組むよう国に強く求めます。

ア 米軍基地から派生する諸問題への対応

米軍の演習等に関連する事件・事故、米軍人等による犯罪や交通事故などは、直ちに県民の生活に大きな影響を及ぼすことから、米軍人等に対する人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀肅正を求めるとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じるよう求める必要がある。

また、米軍航空機騒音については、嘉手納飛行場周辺や普天間飛行場周辺で環境基準を超過しており、その他の基地公害についても、油流出事故による土壌汚染や水質汚濁が発生するなど、県民の生活環境や健康に影響を及ぼしていることから、引き続き継続して調査・監視する必要がある。

ア 米軍基地から派生する諸問題への対応 (P51)

後を絶たない米軍人等による事件・事故や、日常的な航空機騒音被害、演習等による原野火災及び自然環境破壊など、米軍基地から派生する様々な問題が県民生活に多大な影響を与えており、関係機関と連携して日米両政府へ対策を求めます。

このため、米軍人・軍属等による事件等については、人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀肅正措置を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じるよう求めています。

また、航空機騒音については、「航空機騒音規制措置」の厳格な運用を求めるとともに、現在実施されている米軍再編に伴う訓練の一部移転による負担軽減効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実行性のある対応策を講じるよう求めています。また、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とするなど、防音対策の強化・拡充を求めています。

日米地位協定の見直し等に関しては、生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立入を求めています。また、米軍施設における水質、大気質、土壌等、環境汚染の監視と未然防止対策を図り、返還前から基地立入による環境調査が実施できるよう渉外知事会等と連携し、日米地位協定の抜本的な見直しを求めます。また、協定が改定されるまでの間、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続に準じた対応を行い、当該結果を迅速に説明するよう求めます。

イ 戦後処理問題の解決 (P52)

不発弾処理対策や所有者不明土地問題等の諸問題の早期解決を図ります。

このため、不発弾処理対策については、不発弾探査の重点地区や加速化の方策等を内容とする沖縄不発弾等対策中期プログラムに基づき、不発弾探査の加速化・効率化を図り、県内不発弾の早期処理の取組強化に必要な措置を国に強く求めます。

また、沖縄戦等により発生した所有者不明土地問題については、戦後70年近く経過した今なお解決には至っておらず、県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用が図られるよう、立法措置を含めた諸問題の解決を国に強く求めるとともに解決に向けた取組を促進します。

さらに、沖縄戦没者の遺骨収集については、遺骨収集に係る情報の一元化を図る体制を整備し、遺骨収集の加速化を図り、一定の期間を別途に集中的に取り組むよう国に強く求めます。

(7) 共助・共創型地域づくりの推進

【基本施策の展開方向】

社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールといわれる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域が抱える問題も複雑化する中で、一人ひとりが互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会の実現を目指します。

このため、県民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携を促し、共有する課題の解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図ります。特に地域コミュニティの基盤である農山漁村の活性化のため、交流と共創による地域づくりを推進します。

ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進

地域の課題解決に向けて、地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するとともに、ユイマール精神で地域社会に貢献する人材の育成を図り、県民の社会参加の促進と協働の取組を推進します。

このため、県民の社会参加活動の促進については、企業・NPO等における、人材や資金の確保、経営ノウハウ等の習得を促進するなど活発な活動を支援するとともに、市町村やNPO等のネットワークを通じた研修や地域づくり情報の発信及び取組事例の共有を図ります。

また、複雑化・多様化する地域の課題を解決するため、企業・NPO等の多様な主体の参画と連携によるソーシャルビジネスを含む様々な取組の推進と、その担い手となる人材を育成し確保することで、企業・NPO等の活動の円滑化を図ります。

さらに、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能充実を図り、ボランティア活動の普及促進に努めます。

あわせて、地域福祉の活動を担う民生委員・児童委員の充足率の向上及び活性化を図るとともに、地域資源を活用した支援ネットワークの形成に努めます。

企業・NPO等の多様な主体と行政の連携については、地域の活性化などの地域における課題解決を図るため、公的な分野における協働の取組を推進します。

地域と学校・家庭の連携については、相互の連携を図るとともに、学校の主体的な教育活動の取組を推進し、地域住民等が学校運営に参画しやすい環境を整備します。

男女共同参画社会の実現については、地域、事業者、行政等がともに、女性リーダーの育成や発掘に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進を支援する制度の活用・充実を図るなど、社会のあらゆる分野へ女性が参画する機会の確保を促進します。

(7) 共助・共創型地域づくりの推進 (P55)

【基本施策の展開方向】

社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールといわれる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域が抱える問題も複雑化する中で、一人ひとりが互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会の実現を目指します。

このため、県民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携を促し、共有する課題の解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図ります。特に地域コミュニティの基盤である農山漁村の活性化のため、交流と共創による地域づくりを推進します。

ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進 (P55)

地域の課題解決に向けて、地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するほか、ユイマール精神で地域社会に貢献する人材の育成を図り、県民の社会参加の促進と協働の取組を推進するとともに、地域社会の維持を図るため、人口の増加等に向けた施策に取り組みます。

このため、県民の社会参加活動の促進については、企業・NPO等における、人材や資金の確保、経営ノウハウ等の習得を促進するなど活発な活動を支援するとともに、市町村やNPO等のネットワークを通じた研修や地域づくり情報の発信及び取組事例の共有を図ります。

また、複雑化・多様化する地域の課題を解決するため、企業・NPO等の多様な主体の参画と連携によるソーシャルビジネスを含む様々な取組の推進と、その担い手となる人材を育成し確保することで、企業・NPO等の活動の円滑化を図ります。

さらに、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能充実を図り、ボランティア活動の普及促進に努めます。

あわせて、地域福祉の活動を担う民生委員・児童委員の充足率の向上及び活性化を図るとともに、地域資源を活用した支援ネットワークの形成に努めます。

企業・NPO等の多様な主体と行政の連携については、地域の活性化などの地域における課題解決を図るため、公的な分野における協働の取組を推進します。

地域と学校・家庭の連携については、相互の連携を図るとともに、学校の主体的な教育活動の取組を推進し、地域住民等が学校運営に参画しやすい環境を整備します。

男女共同参画社会の実現については、地域、事業者、行政等がともに、女性リーダーの育成や発掘に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進を支援する制度の活用・充実を図るなど、社会のあらゆる分野へ女性が参画する機会の確保を促進します。

また、男女共同参画センター等において、地域の課題解決につながる実践的な知識習得や意識啓発の取組などにより、男性や子どもを含めた幅広い年齢の多様な立場の人々が参画できる地域コミュニティの形成を促進します。

また、男女共同参画センター等において、地域の課題解決につながる実践的な知識習得や意識啓発の取組などにより、男性や子どもを含めた幅広い年齢の多様な立場の人々が参画できる地域コミュニティの形成を促進します。

人口の維持・増加については、平成26年3月に策定（平成27年9月に改定）した「沖縄県人口増加計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」に基づき、人口の自然増及び社会増の拡大、離島・過疎地域の振興に取り組みます。

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

【将来像実現への道筋】

これまでの民間主導による自立型経済の構築に向けた取組を継承発展し、「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済」を構築するため、リーディング産業である観光リゾート産業や情報通信関連産業の更なる発展を図るとともに、新たなリーディング産業を創出するため、本県が比較優位を発揮できる臨空・臨港型産業を重点的に育成します。

また、沖縄科学技術大学院大学等を核とした知的・産業クラスターの形成や人文・社会科学から最先端の科学技術に至る幅広い分野の研究・交流活動を通じて“知の交流拠点”の形成を図ります。加えて、文化、スポーツ、健康、環境、海洋資源など、沖縄のソフトパワーや優位性を最大限に発揮し、世界から投資を呼び込む新たな産業の創出に取り組みます。

さらに、農林水産業、ものづくり産業、建設産業、商業をはじめ、地域経済を支える地場産業については、地域振興や雇用の受け皿として重要であり、持続的な成長発展に向け、時代潮流に適切に対応した各種施策を展開します。とりわけ、国際物流ハブ機能の強化は、既存産業にとって新たな活路を拓く起爆剤としての可能性を秘めていることから、県内企業・生産者等の積極的な海外展開を促進します。

あわせて、離島住民が安心して暮らしていけるよう、県民全体で離島を支える仕組みのもと、定住支援の強化、離島の魅力を生かした産業の振興、交流と貢献による新たな取組を推進するほか、大規模な駐留軍用地跡地の有効利用を推進し、県土構造の再編や沖縄の自立的発展につなげていきます。

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して (P57)

【将来像実現への道筋】

これまでの民間主導による自立型経済の構築に向けた取組を継承発展し、「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済」を構築するため、リーディング産業である観光リゾート産業や情報通信関連産業の更なる発展を図るとともに、新たなリーディング産業を創出するため、本県が比較優位を発揮できる臨空・臨港型産業を重点的に育成します。

また、沖縄科学技術大学院大学等を核とした知的・産業クラスターの形成や人文・社会科学から最先端の科学技術に至る幅広い分野の研究・交流活動を通じて“知の交流拠点”の形成を図ります。加えて、文化、スポーツ、健康、環境、海洋資源、**MICE**など、沖縄のソフトパワーや優位性を最大限に発揮し、世界から投資を呼び込む新たな産業の創出に取り組みます。

さらに、農林水産業、ものづくり産業、建設産業、商業をはじめ、地域経済を支える地場産業については、地域振興や雇用の受け皿として重要であり、持続的な成長発展に向け、時代潮流に適切に対応した各種施策を展開します。とりわけ、**成長著しいアジアの活力を取り込む施策展開を拡大・強化していくことが極めて重要となっております**、国際物流ハブ機能の強化は、既存産業にとって新たな活路を拓く起爆剤としての可能性を秘めていることから、県内企業・生産者等の積極的な海外展開を促進します。

あわせて、離島住民が安心して暮らしていけるよう、県民全体で離島を支える仕組みのもと、定住支援の強化、離島の魅力を生かした産業の振興、交流と貢献による新たな取組を推進するほか、**大規模な駐留軍用地跡地の有効利用を推進し、県土構造の再編や沖縄の自立的発展につなげていきます**。

(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

【基本施策の展開方向】

駐留軍用地跡地利用については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、有効かつ適切な利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、沖縄県の均衡ある発展につなげていきます。

(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進 (P98)

【基本施策の展開方向】

駐留軍用地跡地利用については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、有効かつ適切な利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、沖縄県の均衡ある発展につなげていきます。

ア 早期の事業着手に向けた取組

基地の返還後、速やかに事業着手するために、県及び関係市町村においては、返還前からの基地立入による文化財調査、自然環境調査等を実施して跡地利用計画を策定するとともに、事業に対する地権者等の合意形成を早期に図ります。

また、県及び関係市町村等は、返還後の跡地において事業を予定する道路、公園、学校等の公共公益施設用地等を確保するため、返還前からの用地先行取得を実施します。

返還された駐留軍用地については、地権者等に土地が引き渡される前に区域の全部について、土壌汚染、水質汚濁、不発弾、廃棄物等の除去などの原状回復措置が徹底して行われます。

イ 駐留軍用地跡地の計画的な整備

中南部都市圏における大規模な駐留軍用地跡地については、広域的見地から大規模な公共公益施設等の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行う必要があり、拠点返還地指定により定められる国の取組方針や県及び関係市町村が策定する総合整備計画に基づき、国及び関係市町村と連携して、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点等としての整備に取り組みます。

また、周辺密集市街地と駐留軍用地跡地の一体的な整備や跡地整備に伴い必要となる既存市街地内への関連道路等の整備を行います。

さらに、跡地整備に当たっては、戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、世界に誇れるような沖縄らしい風景づくりや新たな風景の創出に取り組みます。また、県民や観光客などすべての人に優しいユニバーサルデザインの視点による新たな都市空間の形成を図るとともに、環境に配慮した整備によって、地球温暖化問題にも貢献できるよう持続可能な開発を行います。

あわせて、地権者等の負担軽減を図るため、土地の引き渡し後に給付金の支給が行われます。

ウ 跡地における産業振興及び国際交流・貢献拠点の形成

中南部都市圏の米軍基地が、本県の経済発展を図っていく上で大きな障害となっていることを踏まえ、駐留軍用地跡地において、リゾートコンベンション関連産業や臨空・臨港型産業、文化産業など、強くしなやかな自立型経済の構築の原動力となる産業の集積と育成を図ります。

また、アジア・太平洋地域の平和と持続的発展への貢献を目指し、学術、文化、平和、人材育成等の幅広い分野における国際交流や貢献活動の拠点形成に努めます。

(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっていることから、平成24年4月に施行された跡地利用推進法に基づき、国及び関係市町村との密接な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、沖縄に潜在する発展可能性を最大限に発揮できるよう有効かつ適切な利用に取り組む必要がある。

また、跡地利用に際しては、関係市町村における中南部都市圏広域構想を踏まえた跡地利用計画の策定を支援するなど、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。

さらに、平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地について、国際医療拠点の形成に向けて取り組む必要がある。

あわせて、跡地利用計画の策定に当たっては、返還前の早い段階から自然環境調査及び埋蔵文化財調査等の立入調査が必要であることから、環境補足協定締結後、立入りが認められていない米軍施設・区域において立入調査の実施を可能とするよう取り組む必要がある。

ア 早期の事業着手に向けた取組 (P99)

駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するために、県及び関係市町村においては、返還前からの駐留軍用地の立入による文化財調査、自然環境調査等を実施して跡地利用計画を策定するとともに、事業に対する地権者等の合意形成を早期に図ります。

また、県及び関係市町村等は、返還後の跡地において事業を予定する道路、公園、学校等の公共公益施設用地等を確保するため、返還前からの用地の先行取得を実施します。

返還された駐留軍用地については、地権者等に土地が引き渡される前に区域の全部について、土壌汚染、水質汚濁、不発弾、廃棄物等の除去などの支障除去措置が徹底して行われます。

イ 駐留軍用地跡地の計画的な整備 (P99)

中南部都市圏における大規模な駐留軍用地跡地については、広域的見地から大規模な公共公益施設等の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行う必要があり、拠点返還地指定により定められる国の取組方針や県及び関係市町村が策定する総合整備計画に基づき、国及び関係市町村と連携して、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点等としての整備に取り組みます。

また、周辺密集市街地と駐留軍用地跡地の一体的な整備や跡地整備に伴い必要となる既存市街地内への関連道路等の整備を行います。

さらに、跡地整備に当たっては、戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、世界に誇れるような沖縄らしい風景づくりや新たな風景の創出に取り組みます。また、県民や観光客などすべての人に優しいユニバーサルデザインの視点による新たな都市空間の形成を図るとともに、環境に配慮した整備によって、地球温暖化問題にも貢献できるよう持続可能な開発を行います。

あわせて、地権者等の負担軽減を図るため、土地の引き渡し後に給付金が支給されます。

ウ 跡地における産業振興及び国際交流・貢献拠点の形成 (P100)

中南部都市圏の米軍基地が、本県の経済発展を図っていく上で大きな障害となっていることを踏まえ、駐留軍用地跡地において、リゾートコンベンション関連産業や臨空・臨港型産業、文化産業など、強くしなやかな自立型経済の構築の原動力となる産業の集積と育成を図ります。

また、アジア・太平洋地域の平和と持続的発展への貢献を目指し、学術、文化、平和、人材育成等の幅広い分野における国際交流や貢献活動の拠点形成に努めます。

<p>エ 返還跡地国家プロジェクトの導入</p> <p>中南部都市圏における大規模な駐留軍用地跡地の着実な基盤整備と有効かつ適切な土地利用を推進するため、平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備えた国営大規模公園の整備や中部縦貫道路（仮称）・宜野湾横断道路（仮称）など跡地を活用した骨格的な道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムや国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等を返還跡地国家プロジェクトとして国に求めていくとともに、その実施に向けた取組を促進します。</p>		<p>エ 返還跡地国家プロジェクトの導入 (P100)</p> <p>中南部都市圏における大規模な駐留軍用地跡地の着実な基盤整備と有効かつ適切な土地利用を推進するため、平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備えた国営大規模公園（普天間公園（仮称））の整備や中部縦貫道路（仮称）・宜野湾横断道路（仮称）など跡地を活用した骨格的な道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムや国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等を返還跡地国家プロジェクトとして国に求めていくとともに、その実施に向けた取組を促進します。</p> <p>また、平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、宜野湾市、琉球大学等と連携し、琉球大学医学部及び同附属病院の移設を核とした国際医療拠点の形成に向けて取り組みます。</p>
<p>オ 駐留軍用地跡地利用推進についての協議</p> <p>駐留軍用地跡地利用の推進については、国、県、関係市町村の連携が不可欠であることから、関係機関が連携し、計画的に跡地利用を進めていくため、駐留軍用地跡地利用推進協議会などにおいて、国及び関係市町村と跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策等について必要な協議を行います。</p> <p><u>あわせて、県及び関係市町村で構成する跡地関係市町村連絡・調整会議を開催し、県と関係市町村との連携強化を図ります。</u></p>		<p>オ 駐留軍用地跡地利用推進についての協議 (P100)</p> <p>駐留軍用地跡地利用の推進については、国、県、関係市町村の連携が不可欠であることから、関係機関が連携し、計画的に跡地利用を進めていくため、駐留軍用地跡地利用推進協議会などにおいて、国及び関係市町村と跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策等について必要な協議を行います。</p> <p>また、西普天間住宅地区跡地においては、国、関係市町村、地主会等の地元関係者との連携強化を図り、返還跡地の利用計画や支障除去措置等について協議を行うなど、跡地利用の円滑な推進に向けて取り組みます。</p>
<p>(14) 政策金融の活用 【基本施策の展開方向】</p> <p>沖縄21世紀ビジョンの実現には、地域産業の振興、新たな産業分野の創出、離島等の地域振興、大規模な駐留軍用地跡地の開発、中小企業や生産者の経営基盤の強化等、多額の資金需要が見込まれることから、沖縄振興交付金等による財政支援と民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みは、車の両輪として必要不可欠です。</p> <p>このため、政策金融については、本県の地域特性に精通し、きめ細かく機動的に対応しうる沖縄振興開発金融公庫の役割が引き続き重要であることから、総合政策金融機関としての現行の組織及び機能の維持存続を図った上で、政策ニーズに則した各種金融支援制度の整備やその活用促進など、沖縄県や民間金融と協調・連携した一層の役割発揮を求め、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指します。</p>	<p>(14) 政策金融の活用</p> <p>沖縄21世紀ビジョンの実現には、地域産業の振興、新たな産業分野の創出、離島等の地域振興、大規模な駐留軍用地跡地の開発、中小企業や生産者の経営基盤の強化等、多額の資金需要が見込まれることから、沖縄振興交付金等による財政支援と民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みは、車の両輪として必要不可欠である。</p> <p>そのため、沖縄公庫には、これまでの沖縄振興における政策的な課題に加え、新たな課題にも対応した制度の創設・拡充と、きめ細かい制度の充実・改善がより一層望まれる。</p>	<p>(14) 政策金融の活用 (P101) 【基本施策の展開方向】</p> <p>沖縄21世紀ビジョンの実現には、地域産業の振興、新たな産業分野の創出、離島等の地域振興、大規模な駐留軍用地跡地の開発、中小企業や生産者の経営基盤の強化等、多額の資金需要が見込まれること、さらには、地理的特性を生かした産業の発展や地方創生等の推進、子どもの貧困対策及び雇用の質改善等、地域の課題に則したきめ細かな制度の創設・拡充が求められることから、沖縄振興交付金等による財政支援と民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みは、車の両輪として必要不可欠です。</p> <p>このため、政策金融については、本県の地域特性に精通し、きめ細かく機動的に対応しうる沖縄振興開発金融公庫の役割が引き続き重要であることから、総合政策金融機関としての現行の組織及び機能の維持存続を図った上で、政策ニーズに則した各種金融支援制度の整備やその活用促進など、沖縄県や民間金融と協調・連携した一層の役割発揮を求め、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指します。</p>

<p>4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して</p> <p>【将来像実現への道筋】 経済のグローバル化が進んでいる今日において、沖縄の持つ地理的・歴史的特性は、諸外国・地域との経済、学術、文化等の各分野で交流と連携を深め、ともに発展していくという取組の中でより発揮されます。</p> <p>このため、沖縄の特性を生かした世界との交流ネットワークを構築し、国内外との地域間交流や経済交流を先導する国際感覚を有した人材の育成を推進するとともに、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる多文化共生型社会の構築に取り組みます。加えて、国際交流の拠点となる空港、港湾をはじめ、各種交流活動に必要な基盤を整備することにより、本県の自立的発展のみならず、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する人・知識・文化が融和した海邦交流拠点の形成を図ります。</p> <p>また、亜熱帯・島しょ性の地域に適合した沖縄独自の農林水産技術、建設技術等に関する技術協力の推進やアジア・太平洋地域の共通課題である水、環境、エネルギー、医療、感染症防除等の課題解決に資する研究交流・共同研究の推進など、科学技術・学術交流分野において沖縄から国際社会に対して情報発信・技術貢献等を推進します。あわせてアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に向けて、災害救助等の活動拠点や平和協力外交拠点の形成を図ります。</p> <p>こうした我が国やアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に資することを基調とする交流と貢献の姿勢のもと、21世紀の国際社会において本県のみならず我が国の新たな活路を切り拓き、国際社会との信頼と協調体制の構築に取り組みます。</p>		<p>4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して (P102)</p> <p>【将来像実現への道筋】 経済のグローバル化が進んでいる今日において、沖縄の持つ地理的・歴史的特性は、諸外国・地域との経済、学術、文化等の各分野で交流と連携を深め、ともに発展していくという取組の中でより発揮されます。</p> <p>このため、沖縄の特性を生かした世界との交流ネットワークを構築し、国内外との地域間交流や経済交流を先導する国際感覚を有した人材の育成を推進するとともに、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる多文化共生型社会の構築に取り組みます。加えて、国際交流の拠点となる空港、港湾をはじめ、各種交流活動に必要な基盤を整備することにより、本県の自立的発展のみならず、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する人・知識・文化が融和した海邦交流拠点の形成を図ります。</p> <p>また、亜熱帯・島しょ性の地域に適合した沖縄独自の農林水産技術、建設技術等に関する技術協力の推進やアジア・太平洋地域の共通課題である水、環境、エネルギー、医療、感染症防除等の課題解決に資する研究交流・共同研究の推進など、科学技術・学術交流分野において沖縄から国際社会に対して情報発信・技術貢献等を推進します。あわせてアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に向けて、災害救助等の活動拠点や平和協力外交拠点の形成を図ります。</p> <p>こうした我が国やアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に資することを基調とする交流と貢献の姿勢のもと、21世紀の国際社会において本県のみならず我が国の新たな活路を切り拓き、国際社会との信頼と協調体制の構築に取り組みます。</p>
<p>(2) 国際協力・貢献活動の推進 【基本施策の展開方向】 本県にこれまで培われてきた知識、経験、技術を生かした国際協力や、国際的な災害援助拠点の形成、平和を希求する沖縄の心の発信など、様々な分野で国際協力・貢献活動を推進し、我が国及びアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域を目指します。</p>		<p>(2) 国際協力・貢献活動の推進 (P105) 【基本施策の展開方向】 本県にこれまで培われてきた知識、経験、技術を生かした国際協力や、国際的な災害援助拠点の形成、平和を希求する沖縄の心の発信など、様々な分野で国際協力・貢献活動を推進し、我が国及びアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域を目指します。</p>
<p>イ 国際的な災害援助拠点の形成 沖縄に国際的な災害援助拠点を形成し、アジア・太平洋地域で大規模災害が発生した際には、迅速に緊急援助隊を派遣するなど、アジア・太平洋地域の平和と安全への貢献を図ります。</p> <p>このため、大規模災害の発生に備え、救援・救助、物資支援及び医療救護などの支援活動を行うための拠点の形成に努めるとともに、これらに携わる人材の育成や、地震・津波・台風等の災害に関する研究体制の構築を図ります。</p>	<p>イ 国際的な災害援助拠点の形成 東アジアの中心に位置する沖縄の地理的特性は、アジア・太平洋地域での大規模災害発生時などにおいて、災害援助の中継地としての役割が期待できるため、国際的な災害援助活動に向けて取り組む必要がある。</p> <p>日本本土からの遠隔性など本県の地理的特性を生かし、国内はもとより海外企</p>	<p>イ 国際的な災害援助拠点の形成 (P106) 沖縄に国際的な災害援助拠点を形成し、アジア・太平洋地域で大規模災害が発生した際には、迅速に緊急援助隊を派遣するなど、アジア・太平洋地域の平和と安全への貢献を図ります。</p> <p>このため、大規模災害の発生に備え、救援・救助、物資支援及び医療救護などの支援活動を行うための拠点の形成に努めるとともに、これらに携わる人材の育成や、地震・津波・台風等の災害に関する研究体制の構築を図ります。</p>

さらに、日本本土からの遠隔性など本県の地理的特性を生かし、日本とアジアを結ぶITブリッジとしての役割を担うべく、国内外の企業、行政、各種団体等による災害等に備えた事業継続体制の構築に資する重要データのバックアップ拠点や、システム開発分散拠点の形成に向けた取組を推進します。

ウ アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和・人権協力外交の展開

太平洋戦争において一般住民が地上戦に巻き込まれ、多くの命が失われた悲惨な経験に基づき、戦没者のみ霊を慰め、平和を希求する「沖縄の心」を内外に強く発信し、次世代に継承するとともに、イチャリパチョーデー、ユイマール等の相互扶助の精神をはじめとする沖縄のソフトパワーを発揮した地域外交を展開することにより、平和協力外交地域として国際社会における認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献します。

このため、沖縄平和賞については県内外への広報活動を強化するほか、沖縄県平和祈念資料館と他の平和資料館等との連携強化、平和の礎への追加刻銘、慰霊の日における沖縄全戦没者追悼式の開催、慰霊碑に係る課題などに取り組み、沖縄の歴史と風土の中で培われた平和の心を広く国内外へ発信し、次世代に継承します。

また、様々な平和・人権問題を抱えるアジア地域において、我が国が果たす役割は大きいことから、東アジアの中心に位置する沖縄に平和や人権問題に関する調査研究や問題解決に向けた情報発信等を行うための平和・人権問題研究所の設置促進に取り組みます。

さらに、アジア・太平洋地域の平和を希求する沖縄が、国際的な安全保障会議や平和外交交渉等の開催拠点として貢献するため、国際機関等の誘致に加え、平和に貢献する政府間協議や多国間会議等の開催誘致に努めます。

業等の重要データのバックアップ機能を強化するとともに、リスク分散拠点の受け皿として、利用企業の集積を図る必要がある。

ウ アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和・人権協力外交の展開

戦後70年が過ぎ、沖縄戦の悲惨な体験の記憶が薄れていくなかで、今後もこの沖縄戦の歴史的教訓及び「命どう宝」の平和を希求する沖縄の心を次世代に継承するとともに、国内外に発信し、平和協力外交地域として世界平和に貢献していく必要がある。

また、平和・人権問題を抱えるアジア地域において、本県が国際社会の平和と持続的安定に寄与する地域として貢献していく必要がある。

さらに、日本本土からの遠隔性など本県の地理的特性を生かし、日本とアジアを結ぶITブリッジとしての役割を担うべく、国内外の企業、行政、各種団体等による災害等に備えた事業継続体制の構築に資する重要データのバックアップ拠点や、システム開発分散拠点の形成に向けた取組を推進します。

ウ アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和・人権協力外交の展開 (P107)

太平洋戦争において一般住民が地上戦に巻き込まれ、多くの命が失われた悲惨な経験に基づき、戦没者のみ霊を慰め、平和を希求する「沖縄の心」を内外に強く発信し、次世代に継承するとともに、イチャリパチョーデー、ユイマール等の相互扶助の精神をはじめとする沖縄のソフトパワーを発揮した地域外交を展開することにより、平和協力外交地域として国際社会における認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献します。

このため、沖縄平和賞については県内外への広報活動を強化するほか、沖縄県平和祈念資料館と他の平和資料館等との連携強化、平和の礎への追加刻銘、慰霊の日における沖縄全戦没者追悼式の開催、慰霊碑に係る課題などに取り組み、沖縄の歴史と風土の中で培われた平和の心を広く国内外へ発信し、次世代に継承します。

また、様々な平和・人権問題を抱えるアジア地域において、我が国が果たす役割は大きいことから、東アジアの中心に位置する沖縄に平和や人権問題に関する調査研究や問題解決に向けた情報発信等を行うための平和・人権問題研究所の設置促進に取り組みます。

さらに、アジア・太平洋地域の平和を希求する沖縄が、国際的な安全保障会議や平和外交交渉等の開催拠点として貢献するため、国際機関等の誘致に加え、平和に貢献する政府間協議や多国間会議等の開催誘致に努めます。

5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

【将来像実現への道筋】

21世紀における時代変化に柔軟に対応し、先見性に富み、発展を支える人材を育成するため、学校教育の充実や家庭・地域の教育機能の向上等を通して、幅広い教養と確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた子どもたちを育むとともに、個々の多様な能力や個性が発揮できる環境づくりに取り組みます。また、離島などの地理的要因や家庭の経済的要因等に左右されない公平な教育機会が享受される環境の整備を図るほか、生涯学習を推進します。

さらに、沖縄の社会経済の発展に必要な人材を育成するため、国際観光や海外販路拡大など今後の産業振興の展開方向を見据え、多くの分野において産業人材の育成を図ります。

5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して (P108)

【将来像実現への道筋】

21世紀における時代変化に柔軟に対応し、先見性に富み、発展を支える人材を育成するため、学校教育の充実や家庭・地域の教育機能の向上等を通して、幅広い教養と確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた子どもたちを育むとともに、個々の多様な能力や個性が発揮できる環境づくりに取り組みます。また、離島などの地理的要因や家庭の経済的要因等に左右されない公平な教育機会が享受される環境の整備を図るほか、生涯学習を推進します。

さらに、沖縄の社会経済の発展に必要な人材を育成するため、産業界等との連携のもと、高等教育を受ける機会の創出、環境整備等を推進するとともに、国際観光や海外販路拡大な

<p>あわせて、県民が絆で結ばれ、健康で生き生きと暮らせる地域社会の実現に向け、医療福祉等の充実や地域づくりに取り組む人材を育成します。</p>		<p>ど今後の産業振興の展開方向を見据え、多くの分野において産業人材の育成を図ります。</p> <p>あわせて、県民が絆で結ばれ、健康で生き生きと暮らせる地域社会の実現に向け、医療福祉等の充実や地域づくりに取り組む人材を育成します。</p>
<p>(6) 地域社会を支える人材の育成 【基本施策の展開方向】</p> <p>県民の日々の暮らしを守り、安心して生活できる地域社会の構築に必要とされる医療、福祉、防犯、防災等の分野に従事する人材を育成するとともに、地域が抱える課題解決や地域活性化に取り組む人材の育成を推進します。</p>		<p>(6) 地域社会を支える人材の育成 (P118) 【基本施策の展開方向】</p> <p>県民の日々の暮らしを守り、安心して生活できる地域社会の構築に必要とされる医療、福祉、防犯、防災等の分野に従事する人材を育成するとともに、地域が抱える課題解決や地域活性化に取り組む人材の育成を推進します。</p>
<p>ア 県民生活を支える人材の育成</p> <p>県民の生命・財産や生活を守り、安全・安心な地域社会の形成に資する多様な人材の育成に努めます。</p> <p>このため、医師の育成については、国内外への研修派遣や臨床研修の充実を図るなど、高度な医療技術の習得に向けた取組を推進します。</p> <p>看護師等の保健・医療従事者については、県立看護大学等において高度医療を担う専門性の高い看護師養成を行うとともに、学生に対する修学資金貸与の充実を図るほか、看護教員の資質向上や民間看護師養成所の安定的運営のための支援等により、質の高い医療従事者の育成を図ります。</p> <p>福祉・介護事業従事者については、地域で完結できる人材の育成・確保に関する支援体制を構築し、介護福祉士等専門的な人材の育成を推進します。</p> <p>地域の消防・防災を担う人材については、高度で専門的な消防職員や救急救命士の育成を推進するほか、消防団員の育成を促進します。</p> <p>警察官については、世代間の技能の伝承に取り組むほか、経済や金融等のグローバル化の進展及び情報通信技術の発達によって多様化・高度化する各種事件事故に的確に対応できる人材の育成に努めます。</p> <p>行政サービスなどの公的制度のみでは対応が困難な地域の諸課題に向き合い、地域住民が支え合う環境の構築に向け、ボランティアに取り組む人材の育成をはじめ、ボランティア活動を促進し、取りまとめ等を行うボランティアコーディネーター等の育成を図ります。</p>	<p>ア 県民生活を支える人材の育成</p> <p>医療の高度・専門化や高齢化の進展等に伴い多様化する医療ニーズに対応し良質かつ適切な医療を提供するため、引き続き医師や看護師を確保する必要がある。特に課題となっている医師の地域間、診療科間の偏在解消に向けて取り組む必要がある。加えて、福祉サービスの多様化や利用者の増加に対応した質の高い福祉介護サービスを提供できる人材の育成・確保や、地域で支え合う体制の再構築が急務となっている。</p> <p>また、本県は消防職員数、消防団員数及び自主防災組織組織率が全国と比較して低い水準にとどまっているため、引き続き様々な災害や救急事案に対応できる人材の育成が求められている。</p> <p>さらに、犯罪のグローバル化、情報通信技術の発達等による犯行形態の多様化、広域化などに迅速・的確に対応できる人材が求められているほか、近年、来日外国人等の増加に伴い、主要外国語(英語、韓国語、中国語)以外を話す外国人が増加しているため、特殊言語(ベトナム語、ミャンマー語等)習得者の確保等の体制整備が求められている。</p> <p>あわせて、行政ニーズの多様化や相互扶助機能の低下などを背景に、ボランティアの役割が一層重要視されており、ボランティア活動の円滑化、活性化を図るための人材の育成・確保が求められている。</p>	<p>ア 県民生活を支える人材の育成 (P118)</p> <p>県民の生命・財産や生活を守り、安全・安心な地域社会の形成に資する多様な人材の育成に努めます。</p> <p>このため、医師の育成については、国内外への研修派遣や臨床研修の充実を図るなど、高度な医療技術の習得に向けた取組を推進します。</p> <p>看護師等の保健・医療医療従事者については、県立看護大学等において地域の保健活動や高度医療を担う専門性の高い看護師等の養成を行うとともに、学生に対する修学資金貸与の充実を図るほか、看護教員の資質向上や民間看護師養成所の安定的運営のための支援等により、質の高い人材の育成を図ります。</p> <p>また、栄養指導等の健康づくりを推進するため、栄養と食の専門職として管理栄養士の養成などに取り組みます。</p> <p>福祉・介護事業従事者については、地域で完結できる人材の育成・確保に関する支援体制を構築し、介護福祉士等専門的な人材の育成を推進します。</p> <p>地域の消防・防災を担う人材については、高度で専門的な消防職員や救急救命士の育成を推進するほか、消防団員の育成を促進します。</p> <p>警察官については、世代間の技能の伝承に取り組むほか、経済や金融等のグローバル化の進展及び情報通信技術の発達によって多様化・高度化する各種事件事故に的確に対応できる人材の育成に努めます。</p> <p>行政サービスなどの公的制度のみでは対応が困難な地域の諸課題に向き合い、地域住民が支え合う環境の構築に向け、ボランティアに取り組む人材の育成をはじめ、ボランティア活動を促進し、取りまとめ等を行うボランティアコーディネーター等の育成を図ります。</p>

イ 地域づくりを担う人材の育成

沖縄の各地域に息づく自然や歴史など様々な地域資源を活用し、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努めます。

このため、市町村やNPO等によるネットワークを通じた地域づくりに関する研修、情報発信及び取組事例の共有を図り、地域における課題解決につながる学習等を促進するほか、農山漁村、商店街等の活性化に資する必要な知識や技術の習得のための支援を行うなど、マネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成に努めます。

イ 地域づくりを担う人材の育成

少子高齢化が一段と進む中、全国的に地域活力の停滞が問題となっている。加えて本県では、小規模離島や過疎地域を中心に高齢化や人口減少が顕著となっており、地域全体の活力低下が今後も懸念されることから、今後とも、地域の活性化に向けて取り組む必要があり、地域の活性化を主導できる人材が引き続き求められる。

イ 地域づくりを担う人材の育成 (P119)

沖縄の各地域に息づく自然や歴史など様々な地域資源を活用し、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努めます。

このため、市町村やNPO等によるネットワークを通じた地域づくりに関する研修、情報発信及び取組事例の共有を図り、地域における課題解決につながる学習等を促進するほか、農山漁村、商店街等の活性化に資する必要な知識や技術の習得のための支援を行うなど、マネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成に努めます。